

「川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正」に対するパブリックコメント 手続きの実施結果について

1 概要

厚生労働省令の一部改正に伴い、本市条例の一部改正に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施しました。

2 意見募集の概要

題 名	川崎市介護保険事業者指定基準条例の一部改正について
意見の募集期間	令和6年1月30日（火）～令和6年2月8日（木）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課（市役所本庁舎12階）
結果の公表方法	・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課（市役所本庁舎12階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	1通（1件）
電子メール	1通（1件）
FAX	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

寄せられた御意見については、市の考え方に記載するとおり一定の対応が図られていることから、当初案のとおり改正の手続きを進めます。

（1）御意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の改正等を進めていく中で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

(2) 御意見の件数と市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
ア. 人員基準に関すること	1				1	
合計	1				1	

(3) 具体的な御意見の内容と市の考え方

ア. 人員基準に関すること (1件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内のしほりをなくすと、市内にたくさん事業所がある事業者が「事業運営に支障がない」と考えれば、リモート勤務等により管理者を集約してしまう恐れがあるが、何らかの対策をとるつもりなのか。</p>	<p>運営基準上に記載される管理者の責務は「従業者の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、従業者に運営基準を順守させるため必要な指揮命令を行うこと」とされています。</p> <p>「同一の事業者によって設置される他の事業所・施設等の管理者または従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所・施設等で従事する時間帯も、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事業を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を的確に行うことができる」場合、管理者が事業所間の兼務ができるものとされており、これは同一敷地内であってもそれ以外の場合であっても変わりません。</p> <p>これまでと同様、管理者が上記に記載する責務を果たしているかどうかは、届出等の場面における事業所へのヒアリング、運営指導等の場面を通じて確認を行い、適宜指導してまいります。</p>	D